

政策
I

急激な市民生活の変化に対する支援

住宅確保給付金（国制度）への対応

（予算額：525千円）

離職・廃業等により住宅を失う恐れが生じている方に対し、所要の求職活動を要件に、家賃相当額の支給を行う住宅確保給付金（国制度）について、離職等まではしていなくても今般の新型コロナウイルス感染症の影響のための休業等に伴う収入減少となった方も給付を受けられるよう対象範囲が拡大されました。

● 制度の概要

1. 対象者

(1) 支給対象

世帯の主たる生計維持者であって以下のどちらかに当てはまる方

- ① 離職・廃業後2年以内の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等により収入が減少し、離職や廃業はしていないが、同程度の状況にある方

(2) 支給要件

世帯全体の預貯金額 及び 申請する月の世帯収入合計額(公的給付等含む) が次の額以下の方

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
預貯金額	468,000	690,000	840,000	1,000,000	1,000,000
収入月額	107,000	150,000	177,700	212,700	246,700

※下表の支給上限額より安価な家賃の住居にお住いの方は、本表の収入月額は、その差額分を控除した額となります。
※ハローワークに求職申し込みをし、市の自立支援相談を毎月4回以上受けながら求職活動を行うこと
※職業訓練給付金や類似の公的給付を世帯員の誰も受けていないこと。また、暴力団関係者でないこと。

2. 支給額

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
支給上限額	29,000	35,000	37,700	37,700	37,700

3. 支給期間

3か月間支給（一定条件により3か月間の延長及び再延長ができる場合があります。）

※大家等へ市が代理納付することにより支給します。

● 実施方法

地域包括ケア課で相談を受け付け、対象者に該当する方に住宅確保給付金の支給と求職活動の支援を行います。市社会福祉協議会で行っている生活支援資金貸付の相談と合わせ、市と市社会福祉協議会で情報の連携を密にし、対象となる方について手続きにつながる形で実施していきます。

【問合せ先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233